

## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、本年7月頃、厚生労働大臣に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。昨年、同審議会は、全国加重平均26円の引上げ（全国加重平均874円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。

近年、非正規労働者の数が増加し、世帯における主たる稼働者が非正規労働者であるという世帯も多数現れ、いわゆる「ワーキングプア」と呼ばれる貧困層が拡大しつつある。このような現状を踏まえれば、最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」として真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるように、最低賃金額を引き上げることが喫緊の課題となっている。

しかし、時給874円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2000円、年収約182万円にしかない。この金額では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難である。また、茨城県の平成30年度地域別最低賃金は822円で、月収にすると約14万3000円、年収にして約171万円であり、人間らしい生活を営むことは、いっそう困難である。

日本の最低賃金は先進諸外国の最低賃金と比較しても著しく低い。フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は、日本円に換算するといずれも1100円を超えている。アメリカでも、ワシントン州やカリフォルニア州の一部の市などが15ドルへの引上げを決定したのを始め、全米各地の自治体で最低賃金大幅引上げが相次いでいる。先進諸外国と比べ、日本の最低賃金の低さは際立っている。

日本の貧困と格差の拡大は深刻な事態となっている。日本の2015年相対的貧困率は15.6%と発表されており、3年前の16.1%と大差なく、依然として高い水準である。女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化している状況である。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なく

されており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻止する大きな要因となっている。最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない問題である。2018年の最低賃金は、最も低い鹿児島県は時給761円、最も高い東京都で985円であり、224円もの開きがあった。茨城県と東京都でも163円もの開きがある。そして、このような地域間格差は年々拡大している。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。最低賃金の引上げが困難な中小企業のために、最低賃金の引上げを可能とするための社会保険料の減免措置や補助金制度等の構築を検討すべきである。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減免措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要がある。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会に対して、本年度、全国全ての地域において、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申することを求めるとともに、茨城地方最低賃金審議会においても、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2019年（令和元年）6月13日

茨城県弁護士会

会長 根本 信義